### 第3章 認証後の登記手続

#### 1 登記手続

登記手続は、組合等登記令に基づいて行います。

設立の認証を受けてから2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局(登記所)において、設立登記をしなければなりません。(**登記することで、法人として成立します。**)

登録免許税はかかりません。登記を怠った場合は、過料に処せられることがあります。

また、設立の認証があった日から6か月を経過してもなお、登記をしないときは、忠岡町長が認証を取り消すことがあります。

#### (1) 登記事項

設立登記にあたって、登記しなければならない事項は次のとおりです。

登記事項(令第2条)	内 容
1 目的及び業務	定款に記載された目的、活動の種類及び事業の種類
2 名称	定款に記載された法人の名称
3 事務所	主たる事務所・従たる事務所の所在地
4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格	定款に記載された設立当初の役員のうち、代表権を 有する者の 氏名、住所及び資格
5 存立時期又は解散の事由を定めたときは、 その時期又は事由	定款に記載された存立時期又は解散事由
6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあ るときは、その定め	定款に記載された代表権の範囲又は制限に関する定め

#### ○登記申請に必要なもの

- ・特定非営利活動法人設立登記申請書、オンラインで提出した登記すべき事項を印刷した別紙 (または登記すべき事項を記録したCD-R等)
- ・添付書類(認証書、定款、代表権を有する理事全員の就任承諾書、その他)
- ○登記後、登記事項に変更等があった場合
  - ・その都度、変更の登記をしなければなりません。
    - [例] 従たる事務所の新設、事務所の移転、理事の変更(再任の場合を含む)、解散、合併、 清算結了など

詳しくは、管轄する法務局(登記所)にお問い合わせください。(52ページを参照)

#### (2) 印鑑届

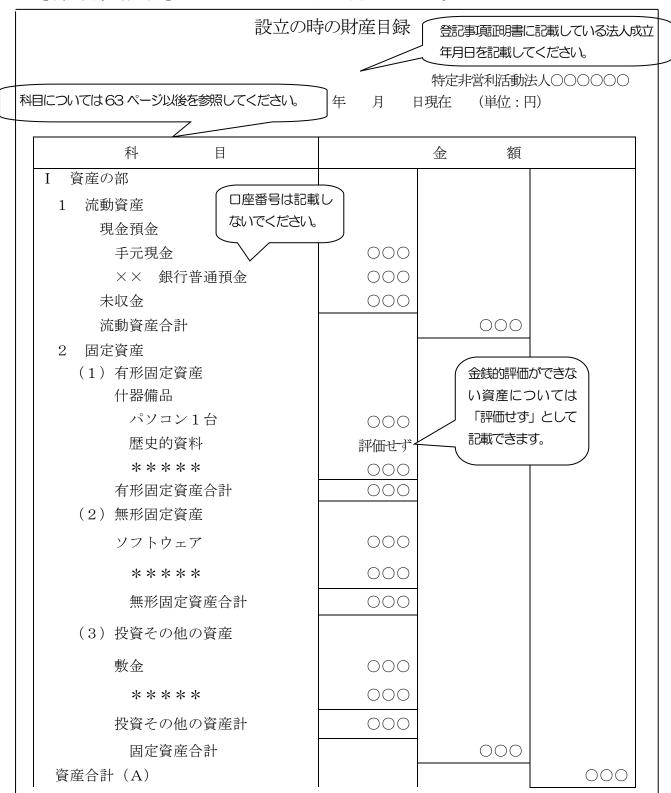
設立登記の際には、法人代表者の印鑑届けが必要です。

法人代表者印を作成し、設立登記申請と同時に印鑑届書を提出します。代表者個人の印鑑証明書 (発行後3か月以内のもの)を添付することが必要です。複数の理事が代表者印を持つ場合(例えば、理事長、副理事長の印を作成する場合など)は、それぞれ届出が必要です。

#### (3) 財産目録の作成

法人は、設立時に財産目録を作成し、事務所に備え付けておかなければなりません。

【**財産目録 様式例**】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。



Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
事務用品購入代****	000		
預り金			
* * * *	000		
流動負債合計		000	
2 固定負債			
長期借入金	000		
* * * *	000		
固定負債合計		000	
負債合計 (B)			000
正味財産(A)-(B)			000

法人成立時に法人所有の正味財産がない場合は、資産、負債及び正味財産のそれぞれ合計欄にO(ゼロ)を記載してください。

財産目録は、常に、事務所に備え置くことが必要です。

#### 2 登記完了届

設立登記をしたときは遅滞なく、登記事項証明書(原本・コピー)及び財産目録、定款を添えて、登記完了届を忠岡町長に提出してください。

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	設立登記完了届出書(様式第3号(第3条関係))	5 1	1 部	
2	登記事項証明書 (原本)		1 部	
3	登記事項証明書(コピー)		1 部	
4	設立当初の財産目録		1 部	
5	定款		2 部	

- ・書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。
- ・郵送での提出も受け付けています。

(1) 登記完了届出書(忠岡町の規則で定めた様式です。備考も含め様式どおり作成してください。) 【 様式第3号(第3条関係) 】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。 1部提出 特定非営利活動法人設立 · 合併登記完了届出書 年 月 日 登記された主たる事務所の所 在地と一致させてください。 忠岡町長 様 定款で規定した正式名称を記載し 主たる事務所の所在地 てください。例:特定非営利活動法 特定非営利活動法人の名称 人〇〇、NPO法人〇〇 等 1) が な S 代表者の氏名 認証書に記載された認証日と 主たる事務所の電話番号 文書番号を記入してください。 設立 年 日付け忠岡町指令 号で 第 の認証を受けた特定非営利活動法人の登記 合併 設立・合併のいずれかを選択 第13条第2項 してください。 を完了したので、特定非営利活動促進法 の規定に 第39条第2項において準用する同法第13条第2項 より、届出をします。 設立の場合は上段(第13条第2項)を、合併の場合は下段(第39条第2項 において準用する同法第13条第2項)を選択してください。 ○登記事項証明書の原本(1部) (添付書類) 登記事項証明書(1部) ○登記事項証明書のコピー(1部) 財産目録(1部) 〇設立当初の財産目録(1部) 定款(2部) O定款(2部) を添付してください。 登記事項証明書の写し(1部)

# 大阪法務局管内法人登記管轄

## 令和7(2025)年5月20日現在

~						
庁 名	管 轄 区 域	〒	所 在 地	電話番号		
大阪法務局(本局)	大阪市(全区)、 枚方市、寝屋川市、 交野市、守口市、 門真市	540- 8544		06-4790-8532		
北大阪支局	吹田市、高槻市、 茨木市、摂津市、 島本町、池田市、 豊中市、箕面市、 豊能町、能勢町	567- 0822	茨木市中村町1番35号	072–638–9444		
東大阪支局	東大阪市、大東市、 四條畷市、八尾市、 柏原市	577- 8555	東大阪市高井田元町2丁目8番10号東大阪法務合同庁舎	06-6782-5413		
堺 支 局	堺市、松原市、 高石市、大阪狭山市 富田林市、 河内長野市、 羽曳野市、藤井寺市、 对号野市、藤井寺市、 大子町、河南町、 千早赤阪村、 岸和田市、泉大津市、 貝塚市、泉南市、 取南市、泉南市、 阪南市、忠岡町、 熊取町、田尻町、岬町	590- 8560	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	072-221-2756		